

駐在所等報償金の贈与に関する訓令の運用について(通達)

平成元年3月24日

熊会第236号警察本部長

[沿革] 平成元年9月熊外第2856号、7年2月熊警甲第306号、12年8月熊会第1395号、19年3月第188号、24年3月12日熊警第304号、24年3月28日熊会第251号改正

駐在所等の協力報償金及び接遇金の贈与については、これまで駐在所等報償金の贈与に関する訓令(昭和38年熊本県警察本部訓令甲第15号。以下「訓令」という。)に基づき実施してきたところであるが、このたび、報償金が増額されたことなどに伴い、同訓令の一部を改正した。各所属にあっては、下記の点に留意し、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、駐在所等報償金の贈与に関する訓令の運用について(昭和57年1月20日付け熊会第34号例規)は廃止する。

記

第1 贈与の趣旨及び運用方針

協力報償金は、訓令第1条の2第1号に規定する駐在所等に居住し勤務する警察官(以下「駐在警察官」という。)が駐在所等に不在となる場合において、駐在警察官の職務に協力援助している家族の労に報いるため贈与されるものであり、また、接遇金は、駐在警察官の職務に関し、駐在所等を訪れる地域住民に対して当該駐在警察官が行う湯茶の接待等の公衆接遇に対して贈与されるものである。

したがって、駐在警察官及び協力家族に対しては、その趣旨を十分理解させるとともに運用に誤りのないようにすること。

第2 訓令の解釈及び運用上の留意事項

1 定義(第1条の2関係)

「駐在所等」とは、次のものをいう。

ア 「熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域」(平成6年熊本県公安委員会告示第12号)に規定する駐在所

イ 駐在所と同様の施設形態にある交番又は「熊本県警察の組織に関する訓令」(昭和59年熊本県警察本部訓令甲第2号)第55条に規定する連絡所

2 報償金(第4条関係)

(1) 協力報償金及び接遇金(以下「報償金」という。)は、1か月のうち16日(2月にあっては15日)以上駐在所等の警察業務に協力した家族又は従事した警察官に対しての謝礼的性質のものであって、給与上の手当

等とは異なるので日割計算はしないこと。

- (2) 異動等に際しての日数算定は、報償金の贈与の趣旨から、前任者は協力家族の要件を欠いた日、すなわち退居の日までとし、後任者は協力家族の要件を具備した日、すなわち入居の日から計算すること。また、単身者についても同様に入退居日を基準に算定すること。
- (3) 駐在所等に勤務している者が異動等で引き続き他の駐在所等に勤務することになった場合は、その勤務期間を通算し、1か月のうち16日(2月にあっては15日)以上のものに対して報償金を贈与する。この場合において所属を異にするときは、新所属において勤務期間を確認の上贈与すること。

3 贈与の方法(第5条関係)

- (1) 報償金の贈与は、訓令第4条第3項に定める期間を経過した後、速やかに行うこと。
- (2) 報償金の贈与は、熊本県会計規則の定めるところにより、資金前渡又は口座振替の方法により行うこと。

4 贈与停止後の措置(第7条関係)

訓令第6条により贈与が停止された場合においても、他に訓令第1条の2第2号に規定する配偶者又は同居の親族があるときは、訓令第3条に準じて協力家族として認定することができる。

なお、協力家族がいなくなったときは、単身者として認定されたものとみなし、接遇金が贈与できるので留意すること。

附 則

(略)